

令和2年度三芳町会計年度任用職員登録及び募集について(追加募集)

三芳町では令和2年度における会計年度任用職員(保育職)を募集します。下記により応募(登録申込み)していただいた方の中から選考を行います。

1 募集職種

- ・保育士又は保育補助員
- ・放課後児童支援員又は放課後児童支援補助員
- ・児童厚生員又は児童厚生補助員

※職ごとの募集人数は別添「募集職種一覧表」をご覧ください。

2 勤務形態等

(1)任期

- ・保育士又は保育補助員：
令和2年8月1日～令和2年8月31日まで
- ・放課後児童支援員又は放課後児童支援補助員：
令和2年8月1日～令和2年8月31日まで
- ・児童厚生員又は児童厚生補助員：
令和2年8月1日～令和2年8月29日まで

(2)職務内容

- ・保育所における保育業務
- ・学童保育室における放課後児童支援業務
- ・児童館における児童厚生業務

(3)勤務時間

職種又は勤務形態によって異なります。詳細は別添「募集職種一覧表」の「勤務時間」欄の記載内容をご確認ください。

(4)報酬

報酬等基準額表により職種ごとに区分されます。

時間額の報酬、日額の報酬、月額報酬を受けるパートタイム勤務者の場合

| 令和2年4月1日現在 | | | | |
|------------|------------|--------|--------|----------|
| 区分 | 職種 | 時間額の報酬 | 日額の報酬 | 月額報酬 |
| 保育職 | 保育士 | 1,120円 | 8,400円 | 176,400円 |
| | 保育補助員 | 1,005円 | 7,530円 | 158,300円 |
| | 放課後児童支援員 | 1,101円 | 8,250円 | 173,300円 |
| | 放課後児童支援補助員 | 961円 | 7,200円 | 151,300円 |
| | 児童厚生員 | 990円 | 7,430円 | 155,900円 |
| | 児童厚生補助員 | 961円 | 7,200円 | 151,300円 |

※一日の勤務時間、週の勤務日数等、勤務形態により適用となる報酬の区分(時間額、日額、月額)が変わります。

(5)手当等

支給要件に該当する場合は、費用弁償、時間外勤務手当が支給されます。

(6)休暇

年次有給休暇、夏季休暇、結婚休暇、病気休暇、忌引き等

(7)社会保険等

加入要件を満たす場合には、社会保険(厚生年金・健康保険)、雇用保険に加入します。

3 申込手続き

「三芳町会計年度任用職員登録申込書」に必要事項を記入し、応募職種に必要な資格・免許の写しの有無を確認の上、三芳町役場 総務課 職員担当へ提出してください。なお、郵送により提出する場合は、封筒の表に「会計年度任用職員申込み」と朱書きしてください。

《提出書類》

○三芳町会計年度任用職員登録申込書

※写真貼付・自筆・黒インク又は黒ボールペンを使用。こすると文字が消える筆記具は使用しないでください。

○応募する職種に必要な資格・免許の写し(「募集職種一覧表」を参照してください)

《受付期間》

令和2年7月1日(水)から定員に達し次第終了します。

窓口受付:午前8時30分から午後5時15分まで(土、日曜日は除く) ※郵送による提出可

◆申込み時の注意事項◆

- ・書類不備の場合は、受け付けできません。
- ・提出された書類は、理由を問わず一切返却いたしません。
- ・郵便事故等による未達については責任を負いませんので、特定記録郵便等の方法により郵送してください。

4 募集から任用まで

| 任用までの流れ | 時期 | 内容 |
|-----------------|-----------------------|--------------------------------------|
| 選考 (書類選考・面接) | 応募書類到着後～随時 | 申込書の内容を精査し書類選考を実施。 必要に応じ個別面接を実施。 |
| 選考結果通知 | 選考後～約2週間前後 | 合否結果を通知 |
| ～選考により合格となった場合～ | | |
| 勤務開始 | 勤務形態等により勤務開始 日は応相談 | それぞれの勤務形態に基づき勤務開始。 任用初日に任用通知書を発布。 |

※個人面接を実施する場合は個別にご連絡します。

※登録申込者の中から選考を行い、選考の結果に基づき職種ごとに会計年度任用職員に任用します。

※登録申込書の有効期限は、令和3年3月31日です。

注意事項

次の事項に該当する場合は、任用を取り消すことがあります。

- ・提出した書類に虚偽があった場合
- ・受験資格を満たしていないことが明らかになった場合(必要な資格を有していない等)
- ・資格取得見込みの者が資格を取得できなかった場合
- ・その他、任命権者が不相当と認めた場合

5 問合せ

三芳町役場 総務課職員担当

〒354-8555 埼玉県入間郡三芳町大字藤久保 1100 番地 1

電話 049-258-0019(内線 407・408)

三芳町ホームページ

<http://www.town.saitama-miyoshi.lg.jp/>